

流山市行政手続等における情報通信
の技術の利用に関する条例（案）
逐 条 解 説

流 山 市

流山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例逐条解説

目次

背景	3
第1条(目的)	4
第2条(定義)	6
第3条(電子情報処理組織による申請等)	9
第4条(電子情報処理組織による処分通知等)	9
第5条(電磁的記録による縦覧等)	12
第6条(電磁的記録による作成等)	13
第7条(手続等に係る情報システムの整備等)	14
第8条(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)	15

[背景]

1 行政手続オンライン化関係 3 法の施行により、法令に基づく手続等については、地方公共団体の機関に係る手続等も含め、行政機関等に係る手続等をオンライン等により行えるようにするための法整備が行われた。

(1) オンライン化関係 3 法とは

ア 「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」(平成 14 年法律第 151 号。以下「行政手続オンライン化法」という。)(平成 15 年 2 月 3 日施行)

イ 「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 14 年法律第 152 号。いわゆる「行政手続オンライン化整備法」。)(平成 15 年 2 月 3 日施行)

ウ 「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」(平成 14 年法律第 153 号。いわゆる「公的個人認証法」。)(平成 16 年 1 月 29 日施行)

2 行政手続オンライン化法第 9 条の規定においては、「地方公共団体は地方公共団体に係る申請、届出その他の手続における情報通信の技術の利用の推進を図るため、この法律の趣旨にのっとり、当該手続に係る情報システムの整備及び条例又は規則に基づく手続について必要な措置を講ずることその他の必要な施策の実施に努めなければならない」こととされた。

3 「流山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」(以下「本条例」という。)は、申請、届出等をはじめとする条例又は規則に基づく市の機関の手続について、書面による手続に加え、原則としてオンラインによる手続も可能とするために必要な条例上の整備を行うものである。

第1条（目的）

（目的）

第1条 この条例は、市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

【解説】

この条例の趣旨は、「市民の利便性の向上を図る」とこと、「行政運営の簡素化及び効率化に資すること」の2つの目的を達成しようとするものである旨を明らかにしたものである。

1 「市民の利便性の向上」の意義

（1）市の機関に係る行政手続が時間的、地理的な制約なく（いつでもどこでも）行えるようになること。

（2）申請等をした手続がどこまで処理されたか（＝「市の機関に受理されたこと」、「市の機関において審査中であること」、「市の機関の審査が完了したこと」）など、現在の状況について確認できるようになり、行政手続の透明性の向上が図られること。

2 「行政運営の簡素化及び効率化」の意義

（1）申請等の業務の見直しが図られること（添付書類の省略、複数の部署への申請等の見直し、庁内横断的な類似業務の整理が図られること。）

（2）業務スピードの向上が図られること（意思決定の迅速化）

（3）将来ペーパーレス化が図られること。

3 電子申請・届出システムのメリット

● 従来の申請届出



● 電子申請による申請届出



この条例を制定することで、従来どおりの書面により行っていた各種の行政手続きに加えて、インターネットを利用した電子申請でも行えるようにすることを目的としています。

流山市では、平成20年度からインターネットを利用した電子申請・届出システムを導入する予定ですが、システム稼働当初は、証明書等の交付手数料を電子的に納付する機能はありません。稼働する電子申請・届出システムは、送付された申請に対する審査が完了したときは、自治体から電子的に通知書（公文書）が発行されます。ただし、他の行政機関や民間企業など、第三者機関への申請の際に添付書類として使用されている公文書（許可証・証明書など）については電子的な証明書を対応としないことから書面にて取り扱うこととなります。

今後、第三者機関等のインフラ整備の状況を見極めながら、更なる利便性の高いシステムの構築を検討してまいります。

第2条（定義）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法令 法律及び法律に基づく命令をいう。
- (2) 条例等 条例、規則等並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により市が処理することとされた事務について規定する千葉県の条例及び規則をいう。
- (3) 規則等 規則（地方自治法第138条の4第2項に規定する規程を含む。）議会の規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。
- (4) 市の機関 地方自治法第2編第7章の規定により設置される市の執行機関、市の議会、地方公営企業法第7条の規定により置かれる公営企業の管理者、若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令若しくは条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (5) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (6) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (7) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (8) 申請等 申請、届出その他の法令（条例等に特別の定めのある場合に限る。次号から第11号までにおいて同じ。）又は条例等の規定に基づき市の機関に対して行われる通知をいう。
- (9) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき市の機関が行う通知（不特定の

者に対して行うものを除く。)をいう。

(10) 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(11) 作成等 法令又は条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(12) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

【解説】

この条例で用いる用語の意義を明らかにしたものである。

1 条例等（第2号）

市の条例並びに市の機関が定める規則及び規程のほか、千葉県が知事や県教育委員会の権限に属する事務を千葉県の条例によって本市に移譲した場合の千葉県の条例並びに知事の規則及び県教育委員会の規則をいうこととした。

なお、千葉県から法令（＝法律及び法律に基づく命令）に基づく事務が本市に移譲された場合には、法によりオンライン化が可能となるので、この条例の適用は受けない。

(1) 「告示」を含めなかった理由

この条例は、書面を意味する用語が存在する手続について、オンライン手続を可能にするものであるが、告示（公の機関がその決定した事項、その他一定の事項を公式に広く一般的に知らせることをいう。<例>市長は、指定管理者を指定したときは、その旨を告示するとともに、指定した団体に対し、指定管理者に指定した旨の通知をするものとする。【流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第2項】）でそのような手続を定めたものは想定しにくいので、条例等の定義には含めないこととした。告示についてオンライン手続を可能とするための手当が必要となった場合は、個別に別途告示を定めてオンライン手続を可能とする措置を講ずることが適当と判断したものである。

2 市の機関（第4号）

(1) 市の機関とは、地方自治法第138条の2に規定する執行機関を意味しており、地方自治法等により独立して事務を管理し、執行する権限を有する機関としたものであり、その内容は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいう。

(2) 議会については、同法に規定する執行機関ではないが、行政手続オンライン化法においては、行政機関等に係る手続等のオンライン化を目的とするものである

ことから、地方公共団体の議会を行政機関等の対象から除いている。しかしながら、情報公開開示請求など、条例等で議会を実施機関に含めている手続等をオンライン化する場合において、オンライン化の対象機関に議会を含めていないと、同一制度でオンライン化ができる機関とできない機関が生じることとなる。この場合において、同一の取り扱いを行うためには、議会が独自にオンライン化条例を制定する必要がある。このようなことから、条例等で議会を実施機関に含めた手続等について、他の市の機関と同様にオンライン化が可能となるよう、本条例において、議会を対象機関に含めることとする。

これは市の情報公開条例及び個人情報保護条例の規定する「実施機関」と同様とする。

- (3) 地方公営企業法第7条の規定により置かれる市の管理者とは、本市においては、水道事業管理者のことを指す。
- (4) 若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員とは、地方自治法に規定する補助機関（副市長、会計管理者、出納員その他の会計職員、職員等）、附属機関等を意味している。

3 署名等（第6号）

「署名等」に該当する用語としては、「署名」、「記名」、「自署」、「連署」、「押印」、「捺印」、「印を押す」及び「印章を押す」がある。上記以外の用語は、原則として「署名等」に該当しない。疑義がある場合、電子化について規定する法律及び政令における整理、法令用語辞典等を総合的に検討の上、個別に「署名等」に該当するかどうか決定する。

4 処分通知等（第8号）

処分の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいうこととした。

(1) 不特定の者に対して行う通知を除くこととした理由

ア 特定の者に対して行うものではない通知については、この条例のオンライン化に係る規定では想定していないため。

イ オンラインで行政手続を行える環境にない者にはオンラインで通知することができないことから、不特定の者に対する通知を含めて規定してしまうと、通知を受けられる者と受けられない者が生じ、情報の取扱いに不公平を生じてしまうことになるため。

第3条（電子情報処理組織による申請等）

第4条（電子情報処理組織による処分通知等）

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、市の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 市の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等

により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、市の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

【解説】

1 電子情報処理組織による申請等（第3条）及び処分通知等（第4条）の申請等にあてはまることは、処分通知等にもあてはまることなので、以下の説明では、処分通知等に関する事柄は括弧書で表示することとした。現在、条例等において書面による申請等（処分通知等）を意味する用語がある場合においては、当該条例等に規定する手続をオンラインで行うことはできない。そこで、今回、この条例を制定し、市の機関に対して行われる通知である申請等（市の機関が行う通知である処分通知等）のうち、条例等により書面等により行うこととされているものについて、書面等によることに加え、オンラインにより行うことを可能とするための特例規定を設けるものである。

(1) 申請等をオンラインで行わせることについて市の機関に裁量権を与えることとした理由

申請等をオンラインで行わせることについて、条例上、市の機関に裁量権を認めることとしたのは、この条例の施行時点ですべての申請等に係るシステム整備等を終え実際にオンライン申請を可能にすることは不可能であるという実情があり、それぞれの手続の事情に応じシステム整備を順次行っていくことを認めるという裁量を与える必要があるためである。処分通知等についても、同様の理由である。

(2) 「書面等によることに代えてオンラインにより申請等（処分通知等）を行うことができる」と規定しない理由

このように規定すると、書面による手続ができなくなるとの疑義が生じるためである。

2 第2項は、第1項によりオンラインによる申請等（処分通知等）が行われた場合

は、当該申請等（処分通知等）に関する条例等の規定に定めた書面等により行われたものとみなして当該条例等の規定を適用する旨を定めるものである。

- 3 第3項は、第1項によりオンラインにより行われた申請等（処分通知等）の到達時期は、市の機関の電子計算機に備えられたファイル（処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル）への記録がされた時に当該市の機関（当該処分通知等を受ける者）に到達したものとみなす旨を定めるものである（第3項）。

（1）到達時期規定が必要になる理由

判例・通説によれば、「到達」とは、意思表示が相手方の支配領域に入ったこと、すなわち相手方が意思表示の内容を了知しうる状態に置かれれば足り、必ずしも相手方が現実にそれを了知することまでも必要とするものではないものと解されている。オンラインにより行われた場合における手続の具体的な到達時期については、社会通念上明白な共通の理解が成立しているとまではいえないと考えられるため、到達時期の定義を明確に定める規定を置く必要がある。

- 4 第4項は、オンラインで申請等（処分通知等）を行う場合において、個別条例等の規定において署名等を義務づけているものについては、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるもの（電子署名等）で代替可能とする旨を定めるものである。

第5条（電磁的記録による縦覧等）

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 市の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

【解説】

電磁的記録による縦覧等

1 第1項は、市の機関が条例等において書面等により行うこととしている縦覧あるいは閲覧について、規則等で定めるところにより、当該書面等の縦覧等に代えて、コンピュータ等を利用して作成した電磁的記録により行うことができる旨を定めるものである。

申請等、処分通知等とは異なり、「書面等の縦覧等に代えて電磁的記録による縦覧等を行うことができる」と規定した理由

電磁的記録による縦覧等を行う場合には、縦覧等についてはもはや元々の書面等の縦覧等を行う必要はないためである。このことは、第6条の電磁的記録による行政文書の作成等についてもあてはまる。

2 第1項により行われた縦覧等については、書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等を適用する旨を定めるものである。

第6条（電磁的記録による作成等）

（電磁的記録による作成等）

第6条 市の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の場合において、市の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

【解説】

電磁的記録による作成等

- 1 第1項は、市の機関が条例等において本来は書面等を作成、保存することとしているものについて、規則等で定めるところにより、コンピュータ等の利用による当該書面等に係る電磁的記録の作成、保存をもって代えることができる旨を定めるものである。
- 2 第2項は、第1項により行われた作成等については、書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等を適用する旨を定めるものである。
- 3 第3項は、市の機関による書面等の作成等のうち、個別条例等の規定により署名、押印等を行うこととされているものが、第1項により当該書面等に係る電磁的記録の作成等により行われる場合には、当該個別条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる旨を定めるものである。

第7条（手続等に係る情報システムの整備等）

（手続等に係る情報システムの整備等）

- 第7条 市は、市の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 市は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。
- 3 市は、市の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

【解説】

手続等に係る情報システムの整備等

- 1 第1項は、手続等のオンライン化の推進を図るために、情報システムの整備その他必要な措置を講ずることについての市の努力義務を定めるものである。
- 2 第2項は、市は、当該措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性の確保に努めるほか、特に個人情報の適正な取扱いの確保に努める旨を定めるものである。
- なお、本市が千葉県等と共同利用する行政手続のオンライン化に係る情報システムには、IDS（不正侵入探知システム）が導入されており、このシステムは、現在、最も安全といわれているものである。
- 3 第3項は、市は、手続等のオンライン化を推進するに当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努める旨を定めるものである。

第8条（手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表）

（手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表）

第8条 市長は、少なくとも毎年度1回、市の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

【解説】

手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表

- 1 この条例は、手続のオンライン化を可能とするための条件整備の一環として、手続のオンライン化に当たっての条例等における支障を排除するために必要な規定の整備を行うものである。

したがって、具体的にどの手続がオンライン化されているか、いつからオンライン化されるか等については、この条例では明らかではないことから、この公表規定に基づき、市民へ公表することにより、手続等の情報通信の技術の利用（オンライン化）に関する状況について明らかにすることとした（毎年度1回以上、インターネットの利用等により公表）。